

3. 予算、収支計画及び資金計画

(中期目標)

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」等で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

なお、保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うこと。

別海実験場、湧別実験場及び朝霧環境材料観測施設（一部）については、平成23年度中に国庫納付すること。

(中期計画)

(1) 予算

(単位：百万円)

区 分		総 計
収入	運営費交付金	42,121
	施設整備費補助金	2,410
	受託収入	2,188
	施設利用料等収入	287
	計	47,006
支出	業務経費	19,101
	施設整備費	2,410
	受託経費	2,124
	人件費	20,533
	一般管理費	2,837
	計	47,006

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[人件費の見積り] 中期目標期間中 16,835 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、総人件費改革において削減対象とされた人件費から総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費に総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を含めた総額は、17,477 百万円である。(国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得状況等により増減があり得る。)

ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

運営費交付金 = 人件費 + 一般管理費 + 業務経費 - 自己収入

1. 人件費 = 当年度人件費相当額 + 前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額 = 基準給与総額 ± 新陳代謝所要額 + 退職手当所要額

(イ) 基準給与総額

3. 予算、収支計画及び資金計画

23年度・・・所要額を積み上げ積算

24年度以降・・・前年度人件費相当額－前年度退職手当所要額

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平
年度化額－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総
額のうち当年度分

(ハ) 退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算

(2) 前年度給与改定分等（24年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。
運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の
効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費 ±特殊要因

3. 業務経費

前年度研究経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率
化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費
±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必
要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、
毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、
特定の年度に一時的に発生する資金需要に応じ計上

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：中期計画期間中は0.97として推計

業務経費の効率化係数（ β ）：中期計画期間中は0.99として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は1.00として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は1.00として勘定

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は0として推計

特殊要因：中期計画期間中は原則として0とする。ただし、業務経費については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえた事業規模の縮減分として、平成23年度において平成22年度予算額の11.1%に相当する額を削減。

(2) 収支計画

(単位：百万円)

区 分	総 計
費用の部	45,282
經常費用	45,282
研究業務費	34,540
受託業務費	2,124
一般管理費	7,931
減価償却費	686
収益の部	45,282
運営費交付金収益	42,121
施設利用料等収入	287
受託収入	2,188
資産見返負債戻入	686
純利益	0
目的積立金取崩額	0
純利益	0

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[注記] 退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について運営費交付金を財源とするものと想定。

(3) 資金計画

(単位：百万円)

区 分	総 計
資金支出	47,006
業務活動による支出	44,596
投資活動による支出	2,410
資金収入	47,006
業務活動による収入	44,596
運営費交付金による収入	42,121
施設利用料等収入	287
受託収入	2,188
投資活動による収入	2,410
施設費による収入	2,410

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(年度計画)

(1) 予算

別表－１のとおり

(2) 収支計画

別表－２のとおり

(3) 資金計画

別表－３のとおり

■ 年度計画における目標設定の考え方

予算、収支計画、資金計画について、別表－１～３のとおり計画し、これを適正に実施することとした。

■ 25年度における取組み

(1) 予算 (別表－１のとおり)

(2) 収支計画 (別表－２のとおり)

(3) 資金計画 (別表－３のとおり)

(1) 予算

別表—1

(単位：百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B-A)	備 考
収入	9,054	10,223	1,169	
運営費交付金	8,100	8,101	0	
施設整備費補助金	458	1,674	1,217	前年度からの繰越による増。
受託収入	438	291	△ 146	受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。
施設利用料等収入	57	140	83	財産賃貸収入等が予定を上回ったことによる増。
その他事業収入	-	10	10	科学研究費補助金間接費収入等があったことによる増。
寄附金収入	-	1	1	寄附があったことによる増。
雑収入	-	4	4	鉄屑売払い等があったことによる増。
支出	9,054	10,532	△ 1,479	
業務経費	3,820	4,148	328	前年度からの繰越による増。
施設整備費	458	1,674	1,217	前年度からの繰越による増。
受託経費	425	292	△ 133	受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。
人件費	3,784	3,772	△ 12	支給実績が予定を下回ったことによる減。
一般管理費	567	645	78	前年度からの繰越による増。

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(2) 収支計画

別表—2

(単位：百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B-A)	備 考
費用の部	8,885	9,987	1,103	
経常費用	8,885	9,987	1,103	主に研究業務費が予定を上回ったことによる増。
研究業務費	6,661	7,958	1,297	主に保守・修繕費による増。
受託業務費	425	198	△ 227	受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。
一般管理費	1,510	1,500	△ 11	予算執行管理の更なる徹底化や共同調達の実施等による減。
減価償却費	289	306	17	運営費交付金等で取得した資産の減価償却費による増。
その他経常費用	-	25	25	主に施設整備費補助金で整備した施設における既存施設の撤去費用が発生したことなどによる増。
収益の部	8,881	10,028	1,147	
運営費交付金収益	8,101	7,752	△ 349	主に一部の業務（改修事業等）を翌年度に繰越したことによる減。
施設利用料等収入	57	140	83	主に財産賃貸収入が予定を上回ったことによる増。
その他事業収入	-	9	9	科学研究費補助金間接費収入があったことによる増。
受託収入	438	219	△ 219	受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。
施設費収益	-	1,325	1,325	預り施設費から施設費収益へ振り替えたことによる増。
寄附金収益	-	276	276	寄附金を収益化したことによる増。
資産見返負債戻入	286	282	△ 3	運営費交付金等で取得した資産の減価償却費に係る資産見返負債が予定を下回ったことによる減。
その他収益	-	26	26	主に鉄屑売り払いによる収益があったことによる増。
臨時損失	8,885	6	6	固定資産除却損（ソフトウェア等）の発生による増。
臨時利益	8,885	6	6	資産見返運営費交付金戻入（ソフトウェア等）等の発生による増。
純利益（損失）	6,661	41	45	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	425	4	0	
総利益	1,510	45	45	

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

(3) 資金計画

別表-3

(単位：百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B-A)	備 考
資金支出	9,054	10,621	1,568	
業務活動による支出	8,596	9,446	851	前年度からの繰越による増。
投資活動による支出	458	1,153	695	前年度からの繰越による増。
財務活動による支出	-	22	22	リース債務の返済による増。
資金収入	9,054	10,699	1,646	
業務活動による収入	8,596	8,571	△ 25	
運営費交付金による収入	8,101	8,101	0	
施設利用料等収入	57	146	89	主に財産賃貸収入が予定を上回ったことによる増。
受託収入	438	240	△ 198	受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。
寄附金収入	-	1	1	寄附金があったことによる増。
その他の収入	-	83	83	主に科学研究費補助金収入等があったことによる増。
投資活動による収入	458	2,128	1,670	
施設費による収入	458	2,126	1,688	前年度からの繰越による増。
その他の収入	-	2	2	敷金・保証金の返済による増。
期首残高	-	2,263	2,263	前年度からの繰越金
期末残高	-	2,341	2,341	翌年度への繰越金

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

■ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

受託収入および施設利用料等収入等の変動およびそれに関連した支出の変動はあるが、予算をもとに計画的に執行することとしており、中期計画に掲げる目標は達成できるものと考えている。

4. 短期借入金の限度額

(中期目標)

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」等で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

(中期計画)

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 1,500 百万円とする。

(年度計画)

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 1,500 百万円とする。

■ 年度計画における目標設定の考え方

資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、中期計画に定めた額と同様に 1,500 百万円とし、予見し難い事故等に限ることとした。

■ 25 年度における取組み

25 年度は、法人にとっての予見し難い事故等の発生がなかったため、短期借入金を行わなかった。

■ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

26 年度以降も、予見し難い事故等の事由により、資金不足が生じた場合に対処するための短期借入金の限度額について、中期計画に掲げる額と同額を設定する見込みである。

5. 不要財産の処分に関する計画

(中期目標)

別海実験場、湧別実験場及び朝霧環境材料観測施設（一部）については、平成 23 年度中に国庫納付すること。

(中期計画)

保有資産の必要性の見直しを行い、次の資産を国庫返納する。

- ・別海実験場については、平成 23 年 3 月に廃止のうえ、平成 24 年 3 月に譲渡収入による納付を行う。
- ・湧別実験場については、平成 23 年 3 月に廃止のうえ、平成 23 年 12 月に現物による納付を行う。
- ・朝霧環境材料観測施設（一部）（平成 22 年 3 月廃止）については、平成 23 年 12 月に現物による納付を行う。

(年度計画)

なし

■ 年度計画における目標設定の考え方

23 年度において達成済みである。

■ 25 年度における取組み

なし

■ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

なし

6. 重要な財産の処分等に関する計画

(中期目標)

保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うこと。

(中期計画)

保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。

(年度計画)

保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。

■ 年度計画における目標設定の考え方

保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うこととした。

■ 25年度における取り組み

25年度における、重要な財産の処分の実績はない。

■ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

26年度以降においても、引き続き、保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うこととする。

7. 剰余金の使途

(中期目標)

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」等で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

(中期計画)

中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及に使用する。

(年度計画)

中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及に使用する。

■ 年度計画における目標設定の考え方

中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及のために使用することとした。

■ 25年度における取組み

25年度の「研究開発及び研究基盤整備等目的積立金」は、自己収入等が低減傾向のため、申請を行っていない。

■ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

中期目標期間中に剰余金が発生した場合には、金額を勘案しながら研究基盤整備等に積極的に活用する。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項等

(1) 施設及び設備に関する計画

(中期目標)

研究所が保有する施設、設備については、研究所の業務に支障のない範囲で、外部の研究機関の利用及び大学・民間企業等との共同利用の促進を図ること。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めること。

また、業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮しうるよう、適切な維持管理に努めること。

なお、保有資産の必要性について不断に見直しを行うこと。

(中期計画)

実験施設等の効率的な利用のため、主な施設について研究所としての年間の利用計画を策定し、それを基に外部の研究機関が利用可能な期間をインターネット上で公表することで、外部への積極的な実験施設等の貸し出しを図り、自己収入の確保に努めるとともに、利用料に関する受益者負担の適正化を図る。

施設の整備・更新等については、施設整備計画に基づき実施する。

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

なお、中期目標期間中に実施する主な施設の整備・更新等は別表-5のとおりとする。

別表-5

施設整備等の内容	予定額 (百万円)	財 源
<ul style="list-style-type: none"> ・給排水関連設備改修 ・屋根、外壁、内装等改修 ・その他土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等の推進に必要な施設・設備の整備 	総額 2,410	独立行政法人土木研究所 施設整備費補助金

(年度計画)

研究所が保有する施設・設備に関する情報共有を図り、つくばと札幌の相互利用を推進する。

主な実験施設等について、平成 25 年度の利用計画を速やかに策定し、外部の研究機関が利用可能な期間、貸付要件、手続及び貸付料等必要な情報を得られやすいようにホームページ上で公表する。また、実験施設等の点検整備にあたっては、貸出収入等を活用して、適切な維持管理に努める。

主な実験施設等の稼働実績を調査しその利用状況を把握するほか、保有資産の有効利用、

効果的な処分、経済合理性といった観点から、その保有の必要性について、不断に見直しを行う。平成 25 年度に実施する主な施設の整備・更新等は、（施設整備計画に基づき）別表－7のとおりとする。

別表－7

内容	予定額 (百万円)	財源
1. 新規整備・更新 1) 油圧サーボ試験機更新 2) 水理実験施設給水設備更新 3) 低温実験室更新 4) 暖房設備更新 5) タイヤ走行模擬試験設備更新	266	独立行政法人土木研究所 施設整備費補助金
2. 改修 1) 30MN大型構造部材万能試験機引 張治具等改修 2) 輪荷重走行試験機改修 3) トンネル覆工載荷装置改造 4) 舗装走行実験場自動走行設備改修	192	独立行政法人土木研究所 施設整備費補助金
合 計	458	

■ 年度計画における目標設定の考え方

外部機関による施設利用について、引き続き、情報提供の充実に努めるとともに、組織統合による施設等の効率的な運用を図ることとした。また、研究業務等の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を行う。

■ 25年度における取組み

1. 施設、設備の効率的な利用

1.1 施設の相互利用の促進

土木研究所で所有する施設等の相互利用を推進するため、施設内容等に関するデータベースを所内イントラネットに掲載し、情報の共有化を図るとともに、外部研究機関等への施設等の貸し出しを促進するため、引き続き、施設等に関する情報提供の充実に努めた。

25年度は、つくば中央研究所の研究業務である暴露試験6件について、寒地土木研究所の試験場の一部（写真-8.1.1参照）や計測器を利用して実施した。また、寒地土木研究所の研究業務であるコンクリート補修工法の耐久試験ほか2件について、つくば中央研究所の試験施設を利用して実施した。

8 (1) 施設及び設備に関する計画



写真-8.1.1 暴露試験の状況（増毛暴露試験場）

1.2 施設等の貸し出し

25年度の施設等の貸し出しは、業務に支障のない範囲での貸し出しに努めた。（図-8.1.1、表-8.1.1）

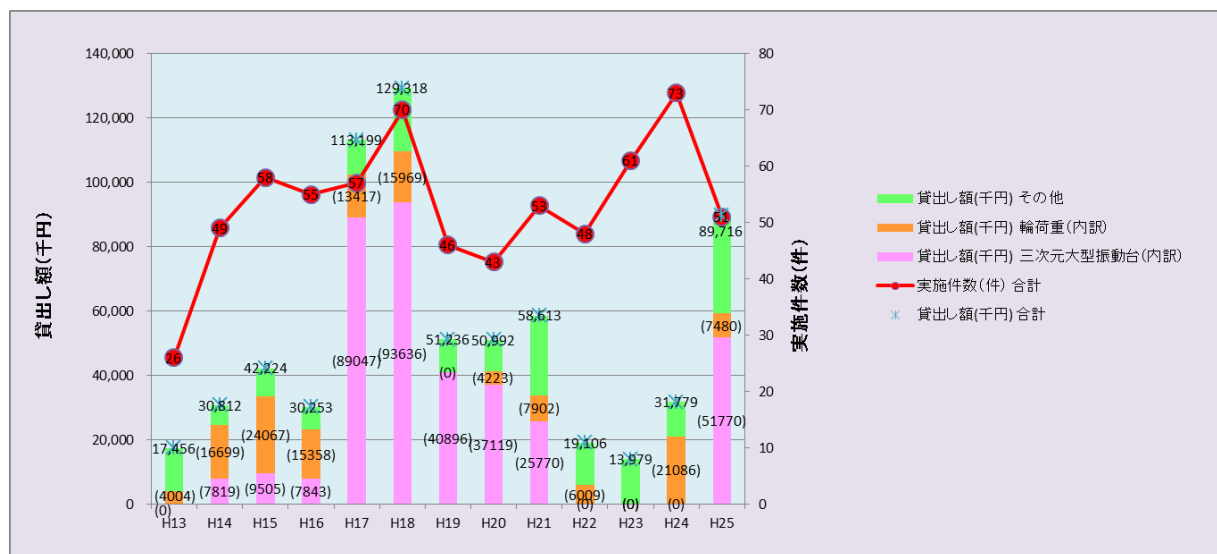


図-8.1.1 貸し出し実績の推移

表-8.1.1 25年度の施設貸し出し実績

No.	貸付対象装置、施設等	相手方	貸付期間 (日)	貸付料 (千円)
1	30MN 大型構造部材万能試験機	一般財団法人	79	19,395
2	30MN 大型構造部材万能試験機	一般財団法人	7	1,417
3	ICHARM 棟講堂及び土木材料実験施設	一般財団法人	2	19

4	ICHARM 棟講堂及び土木材料実験施設	一般財団法人	2	19
5	三次元大型振動台実験施設	一般財団法人	76	9,003
6	三次元大型振動台実験施設	一般財団法人	44	11,100
7	三次元大型振動台実験施設	民間	19	8,349
8	三次元大型振動台実験施設	民間	29	23,114
9	三次元大型振動台実験施設	一般社団法人	23	204
10	基礎特殊実験施設	一般財団法人	47	56
11	構造物繰り返し載荷装置	一般財団法人	44	492
12	構造物実験施設の敷地（南側）	一般財団法人	365	25
13	構造力学実験施設の敷地（南側）	一般財団法人	365	50
14	試験橋梁	一般社団法人	23	375
15	自動販売機設置場所	民間	365	81
16	水中環境実験施設	民間	19	149
17	土工管理実験場	民間	31	2
18	土工管理実験場	民間	5	3
19	土工管理実験場	民間	15	5
20	土工実験施設	一般財団法人	47	214
21	土工実験施設	民間	12	1
22	土工実験施設	民間	234	927
23	土工実験施設	民間	29	39
24	土工実験施設	民間	8	17
25	土工実験施設	民間	38	84
26	舗装走行実験場	民間	135	282
27	舗装路面騒音研究施設	民間	7	9
28	舗装路面騒音研究施設	民間	4	34
29	舗装路面騒音実験施設	民間	1	4
30	流速計検定施設の敷地	一般財団法人	141	6
31	路面すべり測定車	民間	267	410
32	路面たわみ量評価試験施設	民間	25	269
33	輪荷重走行試験機（1号機）	一般財団法人	82	7,480
34	寒地土木研究所 講堂	公益社団法人	2	12
35	寒地土木研究所 講堂	公益社団法人	1	6

8 (1) 施設及び設備に関する計画

36	寒地土木研究所 講堂	一般社団法人	1	5
37	構内敷地	民間	365	3
38	構内敷地	民間	365	3
39	高速循環水路	民間	89	2,581
40	第4実験棟施設内(河川)	民間	257	1,500
41	石狩実験場	大学	365	22
42	石狩実験場	民間	365	1
43	石狩水理実験場	民間	194	1,584
44	苫小牧寒地試験道路	官公庁	5	51
45	苫小牧寒地試験道路	官公庁	3	76
46	苫小牧寒地試験道路	大学	3	37
47	苫小牧寒地試験道路	大学	5	61
48	苫小牧寒地試験道路	大学	1	12
49	苫小牧寒地試験道路	民間	3	31
50	苫小牧寒地試験道路	民間	3	76
51	苫小牧寒地試験道路	民間	4	21

1.3 施設・設備の貸し出しに関する情報提供

ホームページによる情報提供は、主要施設紹介・利用計画・手続き方法・規程類および利用料の例等を、一部動画を含めて提供したほか、利用者がインターネットで問い合わせができるように「問い合わせフォーム」の運用を行った。

また、関東地方整備局関東技術事務所の建設技術展示館に「土木研究所コーナー」を設け、貸し出しについての説明パネルを掲示している。

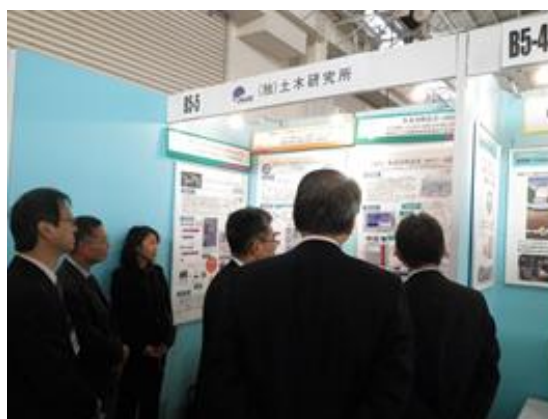


写真-8.1.2 建設技術展示館

1.4 貸し出し収入等を利用した維持管理

施設等の整備にあたっては、一部貸し出し収入を活用しながら、施設の保全管理水準の向上に努めた。



写真-8.1.3 施設の整備状況

2. 施設の整備・更新

25年度は、表-8.2.1に示すとおり実験施設等の改修等を実施した。写真-8.2.1～写真-8.2.2にその主なものを示す。

表-8.2.1 25年度に改修等を実施した実験施設等一覧

施設名(事業名)	実施(契約)金額 (千円)
水理実験施設給水設備更新	106,575
トンネル覆工載荷装置改造	62,339
舗装走行実験場自動走行設備改修	59,997
輪荷重走行試験機改修	33,338
30MN 大型構造部材万能試験機引張治具等改修	27,193
油圧サーボ試験機更新	79,475
タイヤ走行模擬試験設備更新	43,968
暖房設備更新	17,483
三次元大型振動台改修(23年度補正繰越予算)	1,309,770
土地地質材料非破壊分析設備新設(24年度繰越予算)	94,412
暖房設備外更新(24年度繰越予算)	51,923
合計	1,886,473

※低温実験室更新並びに25年度補正予算の土工実験施設耐震改修及び非常用発電設備改修は26年度に繰り越して完成する予定である。

8 (1) 施設及び設備に関する計画



写真-8.2.1 土木地質材料非破壊分析設備



写真-8.2.2 油圧サボ試験機

■ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

各研究組織で所有する施設の相互利用を推進するとともに、施設・設備の貸し出しに関する情報提供の充実に努めることにより、中期目標は達成可能と考える。

(2) 人事に関する計画

(中期目標)

高度な研究業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。

また、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に貢献するという使命を果たすため、行政との人事交流を的確に行うこと。

さらに、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図ること。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

また、総人件費（退職手当等を除く。）についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5%以上を基本とする削減等の取組を平成 23 年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。

(中期計画)

人材の確保については、国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業者等からの採用、公募による博士号取得者等を対象とした選考採用や関係省、大学、民間を含む研究等を実施する機関との人事交流、任期付き研究員の採用を図るとともに、人員の適正配置、非常勤の専門研究員の採用、定型的業務の外部委託化の推進などにより人員管理の効率化に努める。なお、雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化のための人員配置については、平成 24 年度までに実施する。

また、国土交通行政及び事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省等との人事交流を計画的に行う。

さらに、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費（退職手当等を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5%以上を基本とする削減等の取組を平成 23 年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。

但し、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分及び以下に該当する者（以下「総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等」という。）に係る人件費については削減対象から除くこととする。

- ・競争的資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者
- ・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。

※注) 対象となる「人件費」の範囲は、常勤役員及び常勤職員に支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は除く。

(年度計画)

研究開発力の根源である人材への投資を重視し、優れた人材を育て、多様な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成することを基本とした人材活用を図るため、以下のような取り組みを行う。

- ①新規採用職員の人材確保については、国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業者等の採用や学位（博士）を有する者等の公募による選考採用を実施する。また、研究開発力強化法を活用した任期付研究員の採用を積極的に実施する。なお、非常勤の専門研究員の採用及び定型的業務の外部委託化の推進等により人員管理の効率化に努める。
- ②国土交通行政及び事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省等との人事交流を計画的に行う。
- ③人事評価の実施により、職員の職務に対する意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。
- ④職員の資質向上については、内外の研修を積極的に受講させるほか、学位（博士）及び資格（技術士等）の取得の奨励等を継続する。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、国家公務員と同等のものとなるよう引き続き取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費（退職手当等を除く。）については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に準じた給与の減額措置を引き続き行い、人件費の削減に取り組むとともに、政府における総人件費削減の動向を踏まえ、見直しを行う。

■ 年度計画における目標設定の考え方

中期目標・中期計画に基づき、高度な研究業務の推進のため必要な人材の確保を図るとともに、良質な社会資本整備および北海道開発の推進に貢献するという使命を果たすため国土交通省等との計画的な人事交流を行うこととした。

なお、人件費については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に準じた給与の減額措置を引き続き行い、人件費の削減に取り組むとともに、政府における総人件費削減の動向を踏まえ、見直しを進めることとした。

■ 25年度における取り組み

1. 必要な人材の確保と職員の資質向上

中期計画を着実に実行し、良質な社会資本整備および北海道開発の推進に貢献するため、外国人を含め広く有能な人材を確保するよう努めた。

1.1 職員の採用

土木研究所の重点分野、今後の研究ニーズ等を勘案し、土木研究所が必要とする優秀な人材を計画的に採用するため、国家公務員総合職試験合格者や博士号取得者を対象とした公募を行っている。25年度については、研究職員6名を採用した。なお、平成25年度中の退職者は5名である。

1.2 任期付研究員の採用

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」に基づき、任期付研究員の採用を積極的に行っている（図-8.2.1）。25年度については、表-8.2.1に示すとおり、12名（新規10名、継続2名）の専門技術者等を任期付研究員として採用し、研究担当チームに配属した。なお、25年度末現在の任期付研究員の数は25名であり、研究者の総数に占める任期付研究員の割合は5.6%であった。

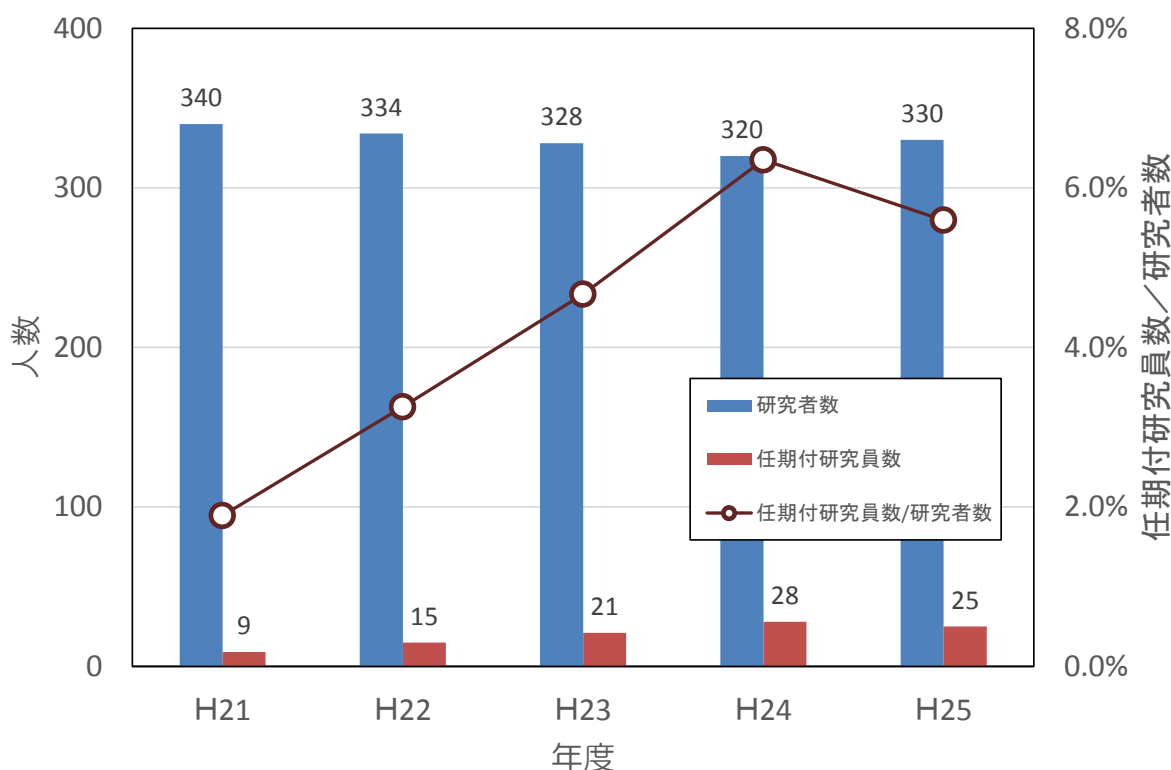


図-8.2.1 研究者数の推移 (各年度3月31日現在)

(研究者数・任期付研究員数：左軸、任期付研究員数/研究者数：右軸)

表-8.2.1 25年度に採用した任期付研究員一覧

研究課題	担当グループ・チーム
<ul style="list-style-type: none"> ゆるみ岩盤の安定性評価法の開発 山地部活断層の地形的把握方法に関する研究 	地質・地盤研究グループ 地質チーム
<ul style="list-style-type: none"> フィルダムの設計・耐震性能照査の合理化・高度化に関する研究 再開発重力式コンクリートダムの耐震性能照査技術に関する研究 	水工研究グループ 水工構造物チーム
<ul style="list-style-type: none"> 土木機械設備のストックマネジメントに関する研究 大規模土砂災害等に対する迅速かつ安全な機械施工に関する研究 盛土施工の効率化と品質管理の向上技術に関する研究 	技術推進本部 先端技術チーム
<ul style="list-style-type: none"> 大規模土砂災害の被害推定・対策手法に関する研究 	土砂管理研究グループ 火山・土石流チーム
<ul style="list-style-type: none"> 下水処理プロセスにおける化学物質の制御技術に関する研究 土地利用や環境の変化が閉鎖性水域の水質・底質に及ぼす影響に関する研究 	水環境研究グループ 水質チーム
<ul style="list-style-type: none"> 総合的な洪水・水資源管理を支援する基盤システムの開発 	水災害研究グループ
<ul style="list-style-type: none"> 水環境中における未規制化学物質の挙動と生態影響の解明 21世紀型都市水循環系の構築のための水再生技術の開発と評価 	水環境研究グループ 水質チーム
<ul style="list-style-type: none"> 水環境中における病原微生物の対策技術の構築に関する研究 震災時の機能不全を想定した水質リソク低減手法の構築に関する研究 	材料資源研究グループ リサイクルチーム

・環境安全性に配慮した建設発生土の有効利用技術に関する研究	寒地基礎技術研究グループ 防災地質チーム
・集中豪雨等による洪水発生形態の変化が河床抵抗及び治水安全度にもたらす影響と対策に関する研究 ・流路の固定化に着目した河道形成機構と持続可能な河道の管理及び維持技術に関する研究	寒地水圏研究グループ 寒地河川チーム
・寒冷地汽水域における底質及び生物生息環境改善に関する研究	寒地水圏研究グループ 水環境保全チーム
・暴風雪による吹雪視程障害予測技術の開発に関する研究	寒地道路研究グループ 雪氷チーム

1.3 専門研究員の雇用

調査研究業務を効率的かつ効果的に推進するため、表-8.2.2に示すとおり、25年度には新たに専門研究員7名を雇用した。これらの者を含め、25年度末現在の専門研究員の数は32名となった。

専門研究員は、限られた期間内に緊急かつ重点的に実施する必要性が生じた課題での調査研究業務の実施や、土木研究所の職員が専門としない異分野における調査研究業務の実施において、効率的かつ効果的な調査研究業務の推進が期待できる場合に、最大5年間を上限として雇用するものである。

専門研究員による調査研究業務の質的な向上を図るには、より高度な専門性を有する人材を確保することが不可欠である。そのため、時間外勤務手当・住居手当等の支給や就業時間のフレックスタイム制の適用等については職員と同様の待遇としている。また、公募にあたり、外国人が応募しやすい条件に変更し公募を行った。

表-8.2.2 25年度に採用した専門研究員一覧

研究課題	担当チーム	期間
ダムによる水質・流況変化が水生生物の生息に与える影響に関する研究	水環境研究グループ	3年
物理環境等を指標とする河川環境評価技術に関する研究	水環境研究グループ	3年
復興を考慮したリスク軽減手法の検討 他	水災害研究グループ	3年
低炭素社会を実現する舗装技術の開発および評価技術に関する研究	道路技術研究グループ	1.5年
都市に関する洪水および高潮リスクアセスメント並びにトレーニング計画作成のプロジェクト(ミヤマー都市管理プロジェクト)に関する業務 他	水災害研究グループ	3年
アジア開発銀行プロジェクト 他	水災害研究グループ	3年
景観機能を含めた多面的評価による道路空間要素の最適配置技術に関する研究 他	特別研究監付 地域景観ユニット	3年

1.4 人事評価の実施

職員の職務に対する意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るため、人事評価(能力評価・業績評価)を実施し、評価結果を昇任や給与(昇格・昇給・業績手当)に反映するととも

に、職員一人ひとりにおいても自律的・主体的に仕事に取り組むセルフマネジメントの意識の向上が図られた。

1.5 職員の資質向上

土木研究所の職員の資質向上に資するため、研修計画を策定し、自ら英会話研修、研究資質向上研修、管理者研修等を実施し、積極的に受講させるとともに、行政ニーズに的確に対応した研究活動実現のため、国土交通省等が実施する外部の研修についても職員を参加させた。

また、発表経験の少ない若手研究者が学会等を想定したプレゼンテーションを行うことにより発表技術の向上を目指すとともに、発表者以外の聴講する職員にも、適切なディスカッションを経験させるため、若手研究発表会を実施した。25年度は13名の若手研究者が約100名の参加者の中で発表を行った。

さらに、資質向上の一環として、学位の取得を重視し、職員の自発的な取り組みのほか、系統的・継続的な研究課題の設定、査読付き論文の積極的な投稿に向けた指導等を行っている。

25年度は5名の職員が博士の学位を新たに取得し、平成26年5月末日時点での博士号保有者は125名となり（図-8.2.2）、研究者の総数に占める博士号保有者の割合は約34%となった。

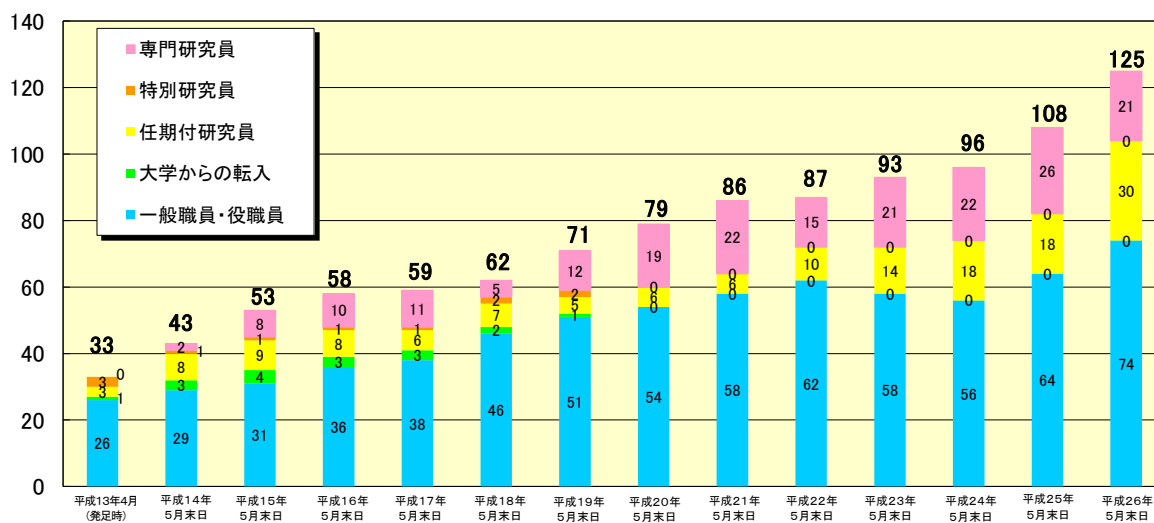


図-8.2.2 博士号保有者の推移

2. 人件費

2.1 給与水準の適正化

土木研究所の給与制度は国家公務員に適用される給与法の俸給表、手当などについて同等の内容としていることから、給与水準は適正なものとなっている。その指標となるラスパイルズ指数は対国家公務員で事務・技術職員 93.0、研究職員 91.5 である。

役職員の報酬・給与等については、「独立行政法人の役員の報酬等および職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」（15年9月総務省）に沿ってホームページ上にて公表している（<http://www.pwri.go.jp/jpn/jouhou/jouhou.html>）。

役員報酬は、21年度から期末手当と業績手当に分け、業績手当については独立行政法人評価委員会における業績評価の結果等に応じて支給率を決定することとし、役員としての業績をより明確に反映する仕組みとなっている。

また、職員給与については、職員の人事評価を行い、査定昇給の実施および業績手当の成績率に反映させている。

2.2 総人件費の削減

人件費（退職手当等を除く）については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準じた給与の削減措置を引き続き行い削減に取り組んだ。

■ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

25年度は、高度な研究業務の推進のための研究職員25名を新たに採用し、必要な人材の確保を行うとともに、国土交通行政および事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備および北海道開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省等との人事交流を計画的に実施した。

また、人事評価を実施し、昇任や給与、人材育成に活用した。

人件費については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準じた給与の削減措置を引き続き行い削減に取り組んだ。

26年度においても、国土交通省等との計画的な人事交流を含めた必要な人材の確保を行うとともに、人事評価の実施により職務に対する意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。また、国家公務員の給与制度を考慮した給与水準の適正化に引き続き取り組むことで、中期目標を達成できると考えている。